

温暖化対策推進法(早見表)

注意)この早見表は、適用されるすべての法的要求事項を漏れなく記載したものではありません。また、地方条例については記載されていませんのでご注意ください。

1. 一般責務	
2. 一般事業者	
3. 特定排出者等	順守事項

表紙へ
法適用チェック表へ
早見表目次へ
改正履歴へ

法的要求事項	法規要約リンク先
--------	----------

1. 一般責務

事業者等の責務	事業者の責務	施策への協力	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない	法5条(事業者の責務)
		温室効果ガスの排出抑制努力	事業者は、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備を選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない	法20条の5(事業活動に伴う排出抑制等)
		製品等における取組み、情報の提供	事業者は日常生活用製品等の製造、輸入、販売、提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガス排出量がより少ない製品等の製造等を行うとともに、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない	法20条の6(日常生活における排出抑制への寄与)
		指針への対応	主務大臣は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表する	法21条(排出抑制等指針) (告示)事業者が講ずべき措置に関する指針
	エネルギー供給事業者		エネルギー供給事業者は、その供給の相手方に対し、供給エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない	法21条の11(二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供)
国民の責務		国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない	法6条(国民の責務)	

用語	地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう	法2条1項(用語「地球温暖化」)
	地球温暖化対策	温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう	法2条2項(用語「地球温暖化対策」)
	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄の6つのものをいう	法2条3項(用語「温室効果ガス」)
		・ハイドロフルオロカーボンは政令で、HFC—23、HFC—32など13物質が定められている	令1条(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)
		・パーフルオロカーボンは政令で、PFC—14、PFC—116など7物質が定められている	令2条(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)
	温室効果ガスの排出	人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る)を使用することをいう	法2条4項(用語「温室効果ガスの排出」)
	温室効果ガス総排出量	温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量をいう	法2条5項(用語「温室効果ガス総排出量」)
	地球温暖化係数	温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう	法2条5項(用語「地球温暖化係数」)
地球温暖化係数は温暖化をもたらす程度について二酸化炭素に対する比を示す数値として、メタンであれば21と定められている		令4条(地球温暖化係数)	
京都議定書	1997年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値約束を定めた議定書のことをいう	法7条(用語「京都議定書」)	
	京都議定書は2005年2月16日に発効した		

法的要求事項		法規要約リンク先
京都メカニズム	京都議定書において、国際的に協調して数値目標を達成するための制度として導入された仕組みで、①共同実施、②クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)、③国際排出量取引をいう	
	①共同実施:先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度をいう	
	②クリーン開発メカニズム(CDM):先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資した先進国が自国の目標達成に利用できる制度をいう	
	③国際排出量取引:削減目標達成のために、先進国どうしが排出枠を売買する制度をいう	

2. 一般事業者

取り組み事項	削減計画	計画の作成	事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努める	法22条1項(事業者の事業活動に関する計画等)
		温室効果ガスの排出量の算定方法	温室効果ガスの排出量の算定は、温室効果ガス物質の区分に応じ、施行令第3条で定められた方法により行う	令3条(温室効果ガスの排出量の算定方法)
	実績の公表	計画の作成及び公表を行った事業者は計画の実施状況を公表するように努める	法22条2項(計画の実施状況の公表)	

3. 特定排出者等

該当要件	特定排出者	該当する事業者	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(特定排出者)が該当する	法21条の2(温室効果ガス算定排出量の報告)	
		特定排出者に該当するもの	1.すべての事業所(連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む)の原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上		令5条1項(特定排出者)
			2.省エネ法に規定する特定貨物輸送事業者		
			3.省エネ法に規定する特定荷主		
			4.省エネ法に規定する特定旅客輸送事業者		
			5.省エネ法に規定する特定航空輸送事業者		
			○以下については常時使用する従業員の数が21人以上である者に限られる		
		6.二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く)の排出を伴う事業活動を行う 別表第7 の事業者で、二酸化炭素の排出量に1を乗じて得た量が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上		令別表7	
		・生石灰、鉄鋼の製造、ソーダ灰、アンモニア、炭化カルシウム、エチレン等の製造若しくは使用		令別表8	
		・廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用、等が該当する			
7.メタンの排出を伴う事業活動を行う 別表第8 の事業者で、メタンの排出量に21を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上					
・燃料(廃棄物燃料を除く)の使用又は電気炉における電気の使用		令別表9			
・工場廃水、下水、し尿等の処理					
・廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用、等が該当する					
8.一酸化二窒素の排出を伴う事業活動を行う 別表第9 の事業者で、一酸化二窒素の排出量に310を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上		令別表9			
・燃料(廃棄物燃料を除く)の使用					
・工場廃水、下水、し尿等の処理					
・廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用、等が該当する					

法的要求事項			法規要約リンク先
		9.ハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う別表第10にの事業者で、ハイドロフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上	令別表10
		・クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	
		・冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器、半導体素子等の製造等	
		・溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用	令別表11
		10.パーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う別表第11の事業者で、パーフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量(二酸化炭素に換算した量)が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上	
		・アルミニウム、パーフルオロカーボンの製造	
		・半導体素子等の製造	
		・溶剤等としてのパーフルオロカーボンの使用	令別表12
		11.六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動を行う別表第12の事業者で、六ふっ化硫黄の排出量に23900を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が全ての事業所の排出量合計で3000トン以上	
	・マグネシウム合金の鋳造、六ふっ化硫黄の製造		
・電気機械器具、半導体素子等の製造等	法21条の2第2項(連鎖化事業者の報告義務) 報告命令第5条の2(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め) 令5条1項(特定排出者)		
連鎖化事業者		該当する事業者	フランチャイズチェーン事業者が該当する
規模要件		全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500kl/年以上	

特定排出者	特定排出者	事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものをいう	法21条の2(用語「特定排出者」)	
	用語	連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、加盟者が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがある連鎖化事業を行う者をいう	法21条の2第2項(用語「連鎖化事業者」)
		特定事業所排出者	原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上の事業者、非エネルギー起源CO2・メタン・一酸化二窒素・HFC・PFC・六ふっ化硫黄を二酸化炭素換算で3000トン以上排出する事業者をいう	報告命令1条(用語「特定事業所排出者」)
		特定輸送排出者	省エネ法に規定する特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者をいう	報告命令1条(用語「特定輸送排出者」)
		事業所管大臣	当該事業所に係る事業を所管する大臣をいう	法21条の2(用語「事業所管大臣」)
用語	温室効果ガス算定排出量	温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量をいう	法21条の2第3項(用語「温室効果ガス算定排出量」)	
		温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、政令で定めるHFC、政令で定めるPFC、六ふっ化硫黄の6つのものをいう	法2条3項(温室効果ガス)	
		・ハイドロフルオロカーボンは政令で、HFC—23、HFC—32など13物質が定められている	令1条(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)	
	・パーフルオロカーボンは政令で、PFC—14、PFC—116など7物質が定められている	令2条(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)		
地球温暖化係数	温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう	法2条5項(用語「地球温暖化係数」) 令4条(地球温暖化係数)		

法的要求事項		法規要約リンク先
総排出量算定期間	温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう	令3条(用語「総排出量算定期間」)
算定排出量算定期間	温室効果ガス算定排出量に関し主務省令で定める期間をいう ・二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素：4月1日から翌年3月31日までの期間 ・ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄：1月1日から12月31日までの期間	報告命令3条(用語「算定排出量算定期間」)
	※ただし平成22年度については、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の報告は「直近の算定排出量算定期間又は平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」となる	報告命令(H21.6改正附則4項)
調整後温室効果ガス排出量	特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう	報告命令1条4項(用語「調整後温室効果ガス排出量」)
	特定排出者は、実排出量に加えて、調整後温室効果ガス排出量を報告する必要がある	報告命令4条2項11号(直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量)
国内認証排出削減量	国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう	報告命令1条5項(用語「国内認証排出削減量」)
権利利益	当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益のことをいう	法21条の3(用語「権利利益」)

○特定排出者に係る順守事項

温室効果ガス算定排出量の報告	特定事業所排出者の報告	特定事業所排出者は、毎年度、事業者単位で、温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に報告	法21条の2第1項(温室効果ガス算定排出量の報告)
		(原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上等の政令で定める規模以上の事業所を設置している場合は、当該規模以上の事業所ごとの内訳を報告)	
		※事業者単位での報告は、平成22年度から実施される	
		【罰則】 報告無し、虚偽の報告：20万円以下の過料	法50条(罰則)
	報告事項	・エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	報告命令4条2項(特定事業所排出者の報告事項)
		・二酸化炭素(エネルギー使用を除く)の温室効果ガス算定排出量	
		・メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量	
		・上記の実排出量に加えて、調整後温室効果ガス排出量を報告	報告命令4条2項11号(直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量)
	・内訳として事業所単位の排出量の報告が必要となる事業所	エネルギー起源CO ₂ ：原油換算エネルギー使用量が1500kl/年以上	令5条の2(法第21条の2第1項の政令で定める規模以上の事業所)
		非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄：排出量が温室効果ガスの種類ごとに3,000t-CO ₂ /年以上	
報告の方法	毎年度7月末日までに事業所管大臣に報告書を提出	報告命令4条1項(特定事業所排出者の報告)	
	報告書の様式は、 様式第1 による	報告命令4条8項(報告書の様式)	
	2つ以上の事業を行う特定事業所に係る報告は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行う	報告命令4条7項(複数事業を行っている場合の提出先)	
		(告示)特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件	
排出量の増減等の情報の提供	特定排出者は、温室効果ガス算定排出量の報告に添えて、事業所管大臣に対し、報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる	法21条の8(情報の提供等)	
	特定事業所排出者が行う情報の提供は、報告書に、 様式第2 による書類を添付	報告命令11条(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)	

法的要求事項		法規要約リンク先			
特定排出者等	連鎖化事業者の報告	連鎖化事業者については、加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなし、特定排出者についての温室効果ガス算定排出量の事業所管大臣への報告規定を適用する	法21条の2第2項(連鎖化事業者への報告義務の適用)		
		連鎖化事業者は、毎年度、温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に報告	法21条の2第1項(温室効果ガス算定排出量の報告)		
		【罰則】 報告無し、虚偽の報告:20万円以下の過料	法50条(罰則)		
	特定輸送排出者の報告	報告事項	特定排出者は、毎年度、主務省令で定める区分ごとに、温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に報告	法21条の2(温室効果ガス算定排出量の報告)	
			【罰則】 報告無し、虚偽の報告:20万円以下の過料	法50条(罰則)	
		報告の方法	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	報告命令13条2項(特定輸送排出者の報告事項)	
		排出量の増減等の情報の提供	毎年6月末日までに事業所管大臣に報告書を提出	報告命令13条1項(特定輸送排出者の報告)	
			2つ以上の事業を行う特定輸送排出者に係る報告は、主たる事業を所管する大臣に対して行う	報告命令13条3項(複数事業を行っている場合の提出先)	
	特定排出者	特定事業所排出者(実排出量)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	特定排出者は、温室効果ガス算定排出量の報告に添えて、事業所管大臣に対し、報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる	法21条の8(情報の提供等)
				特定輸送排出者が行う情報の提供は、報告書に、 様式第2 による書類を添付	報告命令19条(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素算定について、環境省令・経済産業省令で定める方法により行う				令6条1項1号イ(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定方法) 算定省令2条1項 算定省令2条3項 (資料)温室効果ガス排出量算定方法	
その他の二酸化炭素			購入電力に係る排出量の算定に用いる係数は「国が公表する電気事業者ごとの係数」とする	算定省令2条4項1号 (告示)電気事業者別排出係数第1号	
			購入電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合に、国が定める係数に代替係数(0.000561)を使用できる	算定省令2条4項3号 (告示)電気事業者別排出係数第2号	
メタン			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の算定は、別表第7に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算	令6条1項2号(その他の二酸化炭素の算定方法) 令別表7 算定省令3条(エネルギーの使用以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法	
			別表第8に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算(二酸化炭素に換算した量を算定)	令6条1項3号(メタンの算定方法) 令別表8 算定省令4条(メタンの排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法	
一酸化二窒素			別表第9に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算(二酸化炭素に換算した量を算定)	令6条1項4号(一酸化二窒素の算定方法) 令別表9 算定省令5条(一酸化二窒素の排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法	

法的要求事項			法規要約リンク先
	ハイドロフルオロカーボン	別表第10に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算(二酸化炭素に換算した量を算定)	令6条1項5号(ハイドロフルオロカーボンの算定方法) 令別表10 算定省令6条(ハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法
	パーフルオロカーボン	別表第11に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算(二酸化炭素に換算した量を算定)	令6条1項6号(パーフルオロカーボンの算定方法) 令別表11 算定省令7条(パーフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法
	六ふっ化硫黄	別表第12に掲げる事業活動の区分に応じた量を合算(二酸化炭素に換算した量を算定)	令6条1項7号(六ふっ化硫黄の算定方法) 令別表12 算定省令8条(六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等) (資料)温室効果ガス排出量算定方法
	実測等による算定方法	特定排出者は、実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて温室効果ガス算定排出量を算定することができる	令6条2項(実測等による算定方法) 算定省令9条(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に係るその他の算定方法) 算定省令10条(実測等に基づく係数を用いた算定等)
特定事業所排出者(調整後排出量)	購入電力使用の場合	特定事業所排出者は実排出量に加えて調整後温室効果ガス排出量を報告 購入電力に係る調整後排出量の算定に用いる係数は「電気事業者ごとの係数」を国が公表する	報告命令4条2項11号(直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量) (告示)調整後温室効果ガス排出量を調整する方法 報告命令20条の2(調整後排出係数の公表) (告示)調整後排出係数
	算定割当量又は国内認証排出削減量を用いて調整後排出量を算定した場合	特定事業所排出者は実排出量に加えて調整後温室効果ガス排出量を、及び算定割当量の合計量及び国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を報告	報告命令4条2項12号(算定割当量の合計量及び国内認証排出削減量の種別ごとの合計量)
特定輸送排出者	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素算定について、環境省令・経済産業省令で定める方法により行う	令6条1項1号ロ(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定方法) 算定省令2条7項 (資料)温室効果ガス排出量算定方法
	実測等による算定方法	特定排出者は、実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて温室効果ガス算定排出量を算定することができる	令6条2項(実測等による算定方法) 算定省令9条(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に係るその他の算定方法) 算定省令10条(実測等に基づく係数を用いた算定等)
報告内容の情報開示	何人も、主務大臣に対し当該主務大臣が保有する情報の開示の請求を行うことができる	法21条の6(開示請求権)	
	主務大臣は、開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない	法21条の7(開示義務)	
省エネ法との関係	特定排出者から、省エネ法の規定による報告があったときは、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての本法律による報告とみなされる	法21条の10(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係) 令7条(法の規定の適用に係る技術的読替え)	

法的要求事項		法規要約リンク先
権利利益の保護に係る請求	特定排出者 請求権	<p>特定排出者は、報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、権利利益が害されるおそれがあるときは、主務省令で定めるところにより合計した量をもって、事業所管大臣から環境・経済産業大臣に通知を行うよう、事業所管大臣に請求を行うことができる</p> <p>法21条の3(権利利益の保護に係る請求)</p>
	特定事業所排出者による請求	<p>特定事業所排出者は、毎年度7月末日までに、温室効果ガス算定排出量の報告書と併せて、所定の事項を記載した書類を提出</p> <p>・量の情報が公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実を記載</p> <p>2つ以上の事業を行う特定事業所に係る請求は、請求に係る事業を所管する大臣に対して行う</p> <p>報告命令6条(権利利益の保護に係る請求の方法)</p>
	特定輸送排出者による請求	<p>特定輸送排出者は、毎年度6月末日までに、温室効果ガス算定排出量の報告書と併せて、所定の事項を記載した書類を提出</p> <p>・量の情報が公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実を記載</p> <p>2つ以上の事業を行う特定輸送排出者に係る請求は、主たる事業を所管する大臣に対して行う</p> <p>報告命令15条(権利利益の保護に係る請求の方法)</p>
	(参考) 審査基準	<p>権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準が、関係大臣申し合わせ事項として定められている</p> <p>(関係大臣申し合わせ事項)権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準</p>
	<p>※報告→(権利の保護請求)→国による情報開示→事業者による自主的な削減の取り組みという仕組みは、PRTR法と同様のものとなっています</p>	